

謹啓

向春の候、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

消費税法の改正により消費税の総額表示義務が、平成 16 年 4 月 1 日より施行されます。
つきましては、大変遅くなりましたが、弊社製品、サロンシステム（エフ・マネージャ及びサロンドエルコム）の対応の概略を下記の通りご案内申し上げます。

謹白

2004 年 2 月

株式会社 エフェクティブ
サロンシステムサポートチーム

目次

- 1 消費税の総額表示義務の概略について
- 2 サロンシステムへの影響について
- 3 サロンシステムの総額表示対応版の概略について
- 4 対応版のお申込方法について
- 5 消費税総額表示対応申し込み用紙

1 消費税の総額表示義務の概略について

目的

現在主流の「税抜価格表示」では、レジで請求されるまで最終的にいくら支払えばいいのか分かりにくく、また、同一の商品やサービスでありながら「税抜価格表示」と「税込価格表示」が混在しているため価格の比較がしづらいといった状況が生じています。「総額表示の義務付け」は、このような状況を解消するために、**消費者が値札等を見れば「消費税相当額を含む支払総額」が一目で分かる**ようにするためのものです。

「総額表示」が実施されることにより、消費者は、**いくら支払えばその商品やサービスが購入できるか、値札や広告を見ただけで簡単に分かる**ようになりますし、**価格の比較も容易**になります。これにより、これまで価格表示によって生じていた煩わしさが解消され、消費税に対する国民の理解を深めていただくことにつながると考えます。

(財務省主税局HPより抜粋)

Point !

今回の総額表示の義務付けにあたっては、不履行の場合でもとくに罰則はありませんが、（景品表示法上の禁止事項に抵触するおそれがあります）総額表示がお客様の間に浸透すれば、お客様は全て“表示価格は全て税込み”と認識してしまいます。お会計時の余計な混乱を避けるためにも対応をお勧めします。

対象

- ◆値札、商品陳列棚、店内表示、商品カタログ等への価格表示
- ◆商品のパッケージなどへの印字、あるいは貼付した価格表示
- ◆新聞折込広告、ダイレクトメールなどにより配布するチラシ
- ◆新聞、雑誌、テレビ、インターネットホームページ、電子メール等の媒体を利用した広告
- ◆ポスター など

(財務省主税局HPより抜粋)

Point !

実際のサロン内では、メニュー表・看板・店販品陳列棚の料金ラベル・チラシ・リーフレット・DM・E-mail・ホームページ・雑誌や新聞広告・値引後の料金提示のあるサービス券等が対象になります。

また、取引成立後に作成される領収書やお客様にお見せする可能性のある伝票等は直接の対象とはなりませんが、お客様とのトラブル回避や端数処理の特例適用のため、お客様の直接目の触れうる価格表示については総額表示にしておいた方がよろしいでしょう。

また、店販商品等に記載されている“メーカー希望小売価格”もお店側にて税込価格で表記される事をお勧めします。

表示方法について

現在、外税方式にて本体価格『 9,800円』で提示している商品では下記の様な表記となります。

- 『10,290円』
- 『10,290円(税込)』
- 『10,290円(本体価格9,800円)』
- 『10,290円(うち消費税等490円)』等

Point !

税込価格を税抜価格に比べ目立たないような色使いをしたり小さく表示しなければ、

『 9,800 円 (税込 10,290 円)』という表記方法でも構いません。

値引項目につきましては、例えば『20% OFF』や『1,000 円引き』等は対象とはなりません
が、値引前の価格は総額表示とし、値引後の価格を表記する場合も総額表示としなければ
なりません。

税抜価格表示と総額表示の具体的に計算結果の違いの出る場合があります。

例えば・・・

税込 157 円 (税抜 150 円) の商品を 10 本販売した場合・・・

『税込価格』を基準とした計算

$$157 \text{ 円} \times 10 \text{ 本} = 1,570 \text{ 円}$$

『税抜価格』を基準とした計算

$$150 \text{ 円} \times 10 \text{ 本} \times 1.05 = 1,575 \text{ 円}$$

となり、お客様から頂く金額に 5 円の差が生じてしまいます。

2 サロンシステムへ影響について

サロンドエルコム WIN/32 及びエフマネージャをお使いのユーザー様につきましては、領収書プリンタをお使いでない場合は対応は必須という事ではありません。ただし、お会計と同時に入力されているユーザー様につきましては、従来の仕様ですと実際にお客様から頂く料金とシステムの金額には差異が生じる事がありますのでご注意ください。

対応版の概要につきましては、次項よりご説明させていただきます。
対応版ご導入時にサロンシステムの商品マスタにて全商品内税価格への変更と課税フラグの変更が必要となります。（一括変換プログラムの作成も予定しております。）

商品マスタ課税フラグ及び設定価格一括変換プログラムをご購入お申込み頂いてもお客様の仕様により、対応できない場合がございます。
その場合、保守会社よりリモートにて対応させていただきます。

3 サロンシステムの総額表示対応版の概略について

A 消費税の算出方式が変わります。

下記の様な売上処理を行った場合での比較でご説明させていただきますと・・・

- ① ヘアカラー.....10,000(税抜) で施術
- ② A シャンプー 250ml.....150(税抜)を 5 本購入
- ③ 技術値引 10% を技術金額より値引
- ④ 店販値引を 5% を店販金額より値引

今までの外税方式による明細計算（消費税計算後小数点以下で切捨て処理の設定の場合）

商品名	単価	数量	計
ヘアカラー	10,000	1	10,000
A シャンプー	150	5	750
技術値引 10%	-1,000	1	-1,000
店販値引 5%	-38	1	-38
小計			9,712
外税対象額			(9,712)
外税			485
合計			10,197

- ・・・技術商品×-10%（小数点以下四捨五入）
- ・・・店販商品×-5%（小数点以下四捨五入）
- ・・・本体価格のみの小計
- ・・・外税設定商品の本体価格小計
- ・・・外税設定商品の小計×5%（小数点以下切捨）
- ・・・小計＋外税

総額表示方式による明細計算

商品名	単価	数量	計
ヘアカラー	10,500	1	10,500
A シャンプー	157	5	785
技術値引 10%	-1,050	1	-1,050
店販値引 5%	-39	1	-39
合計			10,196
(うち消費税 485)			

(総額表示方式による明細の内訳)

本体単価	税単価	数量	本体計	税計	計
10,000	500	1	10,000	500	10,500
150	7	5	750	35	785
-1,000	-50	1	-1,000	-50	-1,050
-38	-1	1	-38	-1	-39
9,112	-456		9,712	484	10,196

- ←(a)
- ←(b)
- ←(c)
- ←(d)
- ←(e)

←(f)

(a)行・・・従来 10,000 円の商品×1.05 にて税込み 10,500 円<うち税 500 (10,500÷105×5)>にて設定

(b)行・・・従来 150 円の商品×1.05 にて税込み 157 円小数点以下切捨<うち税 7(157÷105×5 小数点以下切捨)>にて単価設定

(c)行・・・技術総額 10,500×-10%=-1,050<うち税-50>

(d)行・・・店販総額 785×-5%=-39 小数点以下切捨 <うち税 ?1 (?39÷105×5 1 小数点以下切捨) >

(e)行・・・総額合計 10,196 <うち税の計 484>

(f)行・・・合計額 10,196÷105×5 485.52・・・ 少数点以下切捨 うち消費税 485-

Point !

総額表示の場合、各商品毎に 5/105 をかけた値の小数点以下を処理して個別の価格を設定しますが、会計時は改めて総合計額に対して 5/105 を乗じて税額を算出する事になりますので、前ページにて記載した明細の内訳の様に単価毎に算出された税(e)の計と実際に総合計から算出された税(f)は必ずしも一致しません。あくまでも“うち税”の額は、一取引の総額に対する 5/105 から算出される事になります。サロンシステムの売上処理画面・入金画面と領収書で表記される“うち税”の額につきましてはその伝票の総合計の 5/105 にて算出した額を表記しますが、その他の画面や帳票では全てマスタに登録された単価を基準に計算しております。

サロンシステムは、売上処理・会計処理画面以外はすべて個別の単価より算出した“本体価格”・“うち税”・“総額”から作成しておりますのでご留意いただきますようお願いいたします。

また、経過措置である“消費税法施行規則第 22 条第 1 項の 2”の特例をご利用される場合、下記の画面・帳票に表記のある消費税額はご利用いただけませんのでご注意ください。

下記の画面・帳票における“消費税”は、単価から算出された税額または、税額の合計値となります。

- 店舗システム
- ・明細一覧（技術・店販）
 - ・売上点検
 - ・月次売上集計表（金額）
 - ・按分明細一覧表
 - ・明細累計日報（レシート用ロール紙）

- 集計システム
- ・店舗別売上分析集計表
 - ・（集計部）月次売上集計表

＊オリジナルにて作成した帳票に“消費税”項目がある場合も対象となります。

消費税を含む全額表示のご案内

B 売上画面や会計画面の消費税額が見やすくなります。

The screenshots illustrate the changes in the sales and accounting interfaces to display tax amounts more clearly. Red boxes and arrows highlight the specific areas of modification.

売上処理画面 (Sales Processing Screen): The main table lists items with their prices and quantities. A red box highlights the '合計' (Total) row, which now shows the total amount including tax: ¥11,570 (うち消費税 ¥550).

商品のガイダンスを表示する場合 (When displaying item guidance): A separate window shows a detailed breakdown of the total amount, including the tax amount.

入金 (Payment) Screen: The '入金' (Payment) screen now displays the total amount including tax: ¥11,570 (うち消費税 ¥550). A red box highlights this information.

入金 (Payment) Screen (Detailed View): A detailed view of the payment screen showing the total amount including tax: ¥11,570 (うち消費税 ¥550).

C レシートの表記が変わります。

従来のバージョン

The receipt from the previous version shows the total amount including tax: ¥10,197. The tax amount is calculated as ¥9,712 (小計) + ¥485 (外税対象額).

技術ヘアカラー
店販Aシャンプー 250ml @150X 5 ¥10,000
技術値引(10%) - ¥1,000
店販値引(5%) - ¥38
小計 ¥9,712
外税対象額 ¥485
合計 ¥10,197
現金 ¥10,197
お預り ¥11,000
お釣 ¥803

全額表示対応バージョン

The receipt from the current version shows the total amount including tax: ¥10,195. The tax amount is calculated as ¥10,500 (技術ヘアカラー) + ¥785 (店販Aシャンプー) - ¥1,050 (技術値引) - ¥40 (店販値引) = ¥485.

技術ヘアカラー ¥10,500 内税
店販Aシャンプー 250ml @157X 5 ¥785 内税
技術値引(10%) - ¥1,050 内税
店販値引(5%) - ¥40 内税
合計 ¥10,195
(うち消費税 ¥485)
現金 ¥10,195
お預り ¥11,000
お釣 ¥805

The detailed view of the receipt from the current version shows the total amount including tax: ¥10,195. The tax amount is calculated as ¥10,500 (技術ヘアカラー) + ¥785 (店販Aシャンプー) - ¥1,050 (技術値引) - ¥40 (店販値引) = ¥485.

技術ヘアカラー ¥10,500 内税
店販Aシャンプー 250ml @157X 5 ¥785 内税
技術値引(10%) - ¥1,050 内税
店販値引(5%) - ¥40 内税
合計 ¥10,195
(うち消費税 ¥485)
現金 ¥10,195
お預り ¥11,000
お釣 ¥805

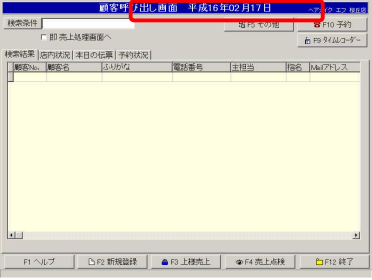
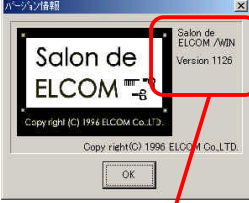
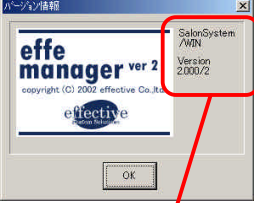
従来の本体価格の小計から外税額を算出する方式から、
税込み合計と内税額を表記する方式に変更となります。

4 対応版のお申し込みについて

消費税総額表示方式対応プログラムとマスター一括変換プログラムを下記の要綱にてお申込を受け付けさせていただきます。

お申込は、システム単位となりますが、オンライン店舗につきましては一括のお申込となります。店舗側のサロンシステムのバージョンをご確認の上、お申込ください。

＊ サロンシステムのバージョンの確認の方法

	サロンドエルコム	エフマネージャ
① サロンシステムの顧客検索待機画面の上部の青いタイトル部をダブルクリックして下さい。		
② 画面中央に左のバージョン情報が表示されます。(OKボタンで閉じます)		
③ ロゴ右側に Version が表示されます。	Version は、 1126 です。	Version は、 2.000/2 です。

価格

1	消費税総額表示方式対応プログラム	1 式	¥19,950-	(税込)
	年間保守契約ユーザー価格		無償	
2	商品マスタ課税フラグ及び設定価格一括変換プログラム	1 式	¥19,950-	(税込)
	年間保守契約ユーザー価格		¥9,975-	(税込)

(マスターメンテナンス画面より手動で変更する事もできます。)

配布予定日 2004 年 3 月 10 日予定

- ＊商品マスタ課税フラグ及び設定価格一括変換プログラムにつきましてはお客様の仕様により、対応できない場合がございます。その場合は保守会社よりリモートにて対応させていただきます。
- ＊顧客区分で価格が違うモードをご利用されているお客様は、必ず申込書にマークをお願いいたします。
- ＊対応版は、バージョン 1124・1126・2.000 のみご準備させていただきます。その他のバージョンをご利用のお客様につきましてはバージョンアップの必要がございますので早めのお申込をお願い致します。
(詳細につきましては、直接お電話にてお問合せ下さい。)
- ＊配布は CD 版とフロッピー版をご準備させていただきます。ハード不良等でインストールができない場合は、訪問対応 (有償) させていただきますが、お申込先着順となりますので予め読み取りテスト等をされる事をお勧めします。

5 消費税総額表示対応申し込み用紙 (FAX 用)

システム名		サロンシステム (エフマネージャ・サロンドエルコム)	
バージョン (必ずご記入下さい)	前ページに確認方法のご説明を記載しております	Version = _____.	
仕様	いずれかに○を お付け下さい	オンライン仕様 () 店舗管理	・ 単店舗仕様
消費税計上方法	いずれかに○を お付け下さい。	本則課税又は簡易課税のみ	・ “消費税法施行規則第22条第1項の2”の特例も利用
保守契約形態	いずれかに○を お付け下さい	年間保守契約	・ 随時保守
顧客区分で価格が 違うモード	ご不明の場合はお電話ください。	使用	・ 未使用
お申込者情報	御社名		
	御社ご住所		
	TEL		
	FAX		
	申込ご担当者名		
設置場所情報 (設置店舗情報) (お申込者と同じ 場合は省略可)	設置場所名称		
	設置場所住所		
	設置場所 TEL		
	設置場所 FAX		
	設置場所担当者 名		
お申込プログラム	ご注文の場合は、 ○をお付け下さい		消費税総額表示対応プログラム (¥19,950-税込) (年間保守契約のお客様は無償ご提供)
	ご注文の場合は、 ○をお付け下さい		商品マスター一括変換プログラム (¥19,950-税込) (年間保守契約のお客様は¥9,975-にてご提供)

* 商品マスターにつきましてはマスタメンテナンス画面より手動にて変更する事もできます。

送付先 : 株式会社 エフェクティブ サロンシステムサポートチーム宛

TEL 03-5784-5721

FAX 03-5784-5593